

「負の所得税」制度に関する一考察

今 西 芳 治

0

アメリカのジョンソン大統領は「偉大な社会」建設のため、「貧困との闘」を1つの重要施策としたが、その武器たるべく、1960年代後半において多くの経済学者によって提案と検討をされたのが「負の所得税」ないし「逆所得税」(negative income tax) 制度であった⁽¹⁾。

この構想は、現行所得税制や社会保障制度、中でも公的扶助制度が所得再分配ないし救貧手段として十分にその機能を果し得ず、後に見るような欠点を有することから、それら諸制度を補完、ないしは社会保障制度のある部分と代替するものとして提案され、所得税制のわく組の中で、世帯の所得が家族構成に応じて公的に規定された一定水準〔これは必ずしも公的に定められた「貧困線」(poverty line) とは一致しない。〕に満たない場合、その理由がいかなるものであれ、その不足分の一定割合を現金給付しようとするものである。

「負の所得税」制度は本来、救貧手段として提示されたことから、これが現行所得税制や社会保障制度、特に公的扶助制度と比較された場合の諸特長についてはしばしば論ぜられてきたが、本稿ではこの点の議論を主目的とするのではない。

現行所得税制が国家の財政資金調達手段としての役割が主でありながら、他方で所得再分配や景気調整等の諸目的達成のため用いられるのと同様に、「負の所得税」制度においても世帯の可処分所得を変更することを通じて有効需要に影響し得る。そこで、本稿ではこの制度が有効需要調整のために用いられるな

らば、主に現行所得税制と比較した時、どのような特長を示し得るのかを考察する。

この場合、所得再分配機構としての現行所得税制や公的扶助制度と比較した「負の所得税」制度の特長と無関係であり得ないゆえ、本稿では、第一節において、「負の所得税」制度の諸構想のうち、M・フリードマン（文献〔3〕）、R・J・ラムプマン（文献〔5〕）、J・トービン（文献〔9〕、〔10〕）の概要を示し、第二節において、これら諸構想を現行所得税制や公的扶助制度と比較した諸特長について再考察を行い、これと関連して、第三節では、「負の所得税」制度を有効需要調整手段として用いる場合の特長を、上の諸構想について考察する。そして、第四節では、「結語」として、「負の所得税」制度には前節までに論じてきた如き諸利点がある反面、そこにはいくつかの問題点が存することを示しておく。

1

M・フリードマンの構想 M・フリードマン（文献〔3〕）は、個人が特定の職業、年令、産業等の集団に属するかという理由ではなく、彼が貧困であるがゆえに、援助するには、現行の老令扶助、社会保障給付の支払、扶養児童手当、農産物価格支持制度、公営住宅等の（広義の）社会保障諸施策よりも、それらと代替的な手段として現金給付の形で貧困者に援助される「負の所得税」制度を実施する方が、市場機構を歪めることなく、救貧という目的がより有効に達成され⁽²⁾、かつ安上がりであるとする⁽³⁾。

彼の構想では、世帯の所得が課税最低限を越える時には、その超過分に対して正の租税を支払う。この場合、彼は租税回避の減少、ディス・インセンティブ効果の排除による資源の効率的利用等の理由から、現行の累進税率よりも比例税率の採用を適當とする⁽⁴⁾。

逆に、世帯の所得が課税最低限を下回った場合には「負の所得税」の支払をする。つまり、その世帯に補助金給付がなされる。

いまこの補助率を50%とし、個人が一人当たり6000ドルの免税を認められ、その他に受けるべき控除がない場合を考えると、彼の所得と課税最低限6000ドルのギャップ、つまりマイナスの課税所得の50%だけ、「負の所得税」の支払、つまり補助金の給付がなされる。そこで、所得がゼロであるならば、その世帯には、課税所得がマイナス6000ドルで、その50%の3000ドルを給付される。つまり、このフリードマンの構想では、個人は最低限年3000ドルの純所得を保証されることになる。

R・J・ラムプマンの構想 上記の如く、M・フリードマンは現行の社会保障諸施策のうち、広範囲な部分の代替物として、「負の所得税」制度を提案したが、R・J・ラムプマン（文献〔5〕）は貧困世帯に家族給付（family allowance）を支給することにより、貧困の程度を軽減するのに役立つものと考え、現行の所得再分配機構ないし社会保障制度の補完的手段として「負の所得税」制度を提案する。

（アメリカの）所得税制における諸々の免税や控除は、課税所得が個々の世帯の家族構成等に応じた租税負担能力を反映し、租税負担の公平化が実現されるべく設けられたものである。ところが、それら免税や控除は大所得ゆえ納税者である世帯には完全に利用し尽され、その本来意図された効果を十分發揮し得るが、低所得で課税最低限以下の世帯にとってそれらの一部または全部が利用し尽くされず、その意図された効果を十分發揮し得ないという不合理が存在する。

彼によれば、当時このような未利用の免税、控除は計200億ドルにも達し、しかもこの大部分が子供のある世帯が受けるべきものであった。

そこで、現行所得税制では、課税最低限を越えた金額に対して最低14%から最高70%にいたる累進課税がなされているが、上記未利用の免税、控除の合計額に対しては、税率をゼロからマイナスにまで延長し、しかもこのマイナスの平均税率も未利用の免税、控除合計額が大きくなるに従って例えば500ドルになる場合のマイナス14%から3700ドルになる場合のマイナス40%に至る累進税

率を採用すべく現行税制の改革を提案する。

この改革によって、税負担の公平化のために設けられた免税や控除がより有効に機能することになり、家族が多くなる等により免税や控除額が大きくなれば、貧困世帯にそれだけ多額の給付がなされ、貧困から脱出させるに到らないにしても、その程度の緩和に役立つと考えられる。例えば、5人家族で3700ドルの免税の場合、最低1480ドルの純所得が保証され、しかも世帯の稼得所得が増加すれば純所得も増加するゆえ、貧困世帯の労働インセンティブ効果をも有する⁽⁵⁾。

R・J・ラムプマンは税負担の公平化による貧困の緩和のために上のような提案をするのであるが、もし福祉対策ないし救貧としての役割に一層重点を置くならばマイナスの税率をさらに小さく、マイナス50%に近づければよいとする。ただし、税率がマイナス25%以下になる時には、「負の所得税」の課税標準を未利用の控除額よりも貧困所得ギャップに改めるべきとする。

このような現行税制の拡張は財源を一層多く必要とするように思われるが、他分で貧困の軽減による公的扶助の給付額減少を生ぜしめるものと彼は考えている⁽⁶⁾。

以上のM・フリードマンやR・J・ラムプマンの構想は、それぞれの果すべき役割の範囲に差こそあれ、その共通するところは、その世帯の所得が課税最低限以下であれば、そのギャップの一定割合の「負の所得税」の支払、つまり補助金の給付がなされ、貧困の救済ないし軽減をはかろうとするところにある。

いまある世帯の課税最低限を T 世帯の所得を Y その可処分所得を Y_d 、「負の所得税」率を $-t'$ (t' は正值) とすれば、このギャップ調整方式による「負の所得税」額は $-t'(Y-T)$ となり、可処分所得は次の如くなる。

$$Y_d = Y - t'(Y - T) \quad (\text{但し } Y \leq T)$$

J・トービンの構想 これに対して、J・トービン（文献〔9〕、〔10〕）は「負の所得税」制度の端緒とされるライズ、ウイリアム夫人の「社会配当金」の

構想と現行所得税制をうまく接合させたものと考えられる。⁽⁷⁾

J・トービンの構想では、すべての世帯はその家族構成に応じた基本給付金(basic allowance)を受給する権利が与えられる。この基本給付金は、世帯の所得がゼロの場合でも保証される最低の可処分所得であり、「貧困線」よりは低水準にある。しかもその金額は、世帯の家族数が多くなれば同一生活水準を維持するための生活費に「規模の経済」が働くゆえ、必ずしも家族数に比例した増加をしない。

そこで、この基本給付金に加わえて、世帯に所得があれば、その所得に対してJ・トービン案では50%ないし33½の率で課税され、純給付額は基本給付金からこの税額を差引いた残余となる。いま、この基本給付金を Y_B 、世帯の所得に対する税率を t' とすれば、世帯の可処分所得は次の如く示される。

$$Y_d = Y + Y_B - t' Y = Y_B + (1-t')Y$$

ここで、世帯に対する純給付額がゼロとなる所得水準 Y_e を収支分岐点(break-even-income)とよばれるが、基本給付額 Y_B と「負の所得税」率 t' が与えられれば $Y_e = 1/t' \cdot Y_B$ として求められる。

次に現行所得税制の下でのある世帯の課税最低限を T 、所得税率を t とすれば、世帯の所得が上の収支分岐点を越えた場合、現行所得税制の下での税額は $t(Y-T)$ (但し $Y \leq T$ である。またJ・トービンにおいては課税最低限よりも収支分岐点が低い水準にある。) で「負の所得税」制度の下での税額、つまりマイナスの純給付金は $(Y_B - t' Y)$ (但し、 $Y > Y_e = 1/t' Y_B$) となる。そこで、この2つの税額が等しくなる所得水準 Y_T は、現行所得税制と「負の所得税」制が接合される点であり、所得税接合点(tax breakeven point)とよばれ、これを越える所得に対しては現行所得税制が適用される。

かくして、J・トービンの構想では、世帯の所得が収支分岐点未満であれば、それに達するに必要な金額に「負の所得税」率を乗じた $(1/t' \cdot Y_B - Y)t'$ の純給付金が支払われる。

逆に、世帯の所得が収支分岐点以上で、所得税接続点までの場合には「負の

所得税」制度が適用されて、マイナスの純給付金の受取、つまり所得税の支払を必要とするが、現行所得税制下での租税負担より軽減される。そして、世帯の所得が所得税接続点以上であれば、現行所得税制下での租税負担となる。

それゆえ、現行所得税制下での納税者層を含む収支分岐点未満の所得層には純給付があり、それ以上の所得層であっても、現行所得税制下での租税負担より軽減する者はあっても増大する者はない。しかも、収支分岐点未満の所得層にとって自己の稼得所得が大きければ可処分所得も増大するため、彼等への労働インセンティブ効果をもつ⁽⁸⁾。

J・トービンの構想とR・J・ラムプマンの構想を比較すれば、いま課税最低限、「負の所得税」率（絶対値）を同一にしても、前者では課税最低限以上で収支分岐点未満の所得に対し「負の所得税」の給付がなされるのに対し、後者では正の所得税の支払となり、さらに前者では、収支分岐点以上の所得に対し一部負担軽減があるゆえ、前者の方が「負の所得税」の給付額が多く、正の所得税収が少なくなり、それだけ国家予算にとって必要とする財源が多くなる。

2

公的扶助の問題点 公的扶助制度は救貧のための基本施策として存在するのであるが、その役目を十分果していない。その理由の1つは、公的扶助受給条件が資産や所得について制限的であることがある。例えばそれに適格な所得水準は通常「貧困線」よりも下にあるため、貧困者でありながら公的扶助のどのカテゴリーにも適格でない世帯が存在し得る⁽⁹⁾。

次にその受給に適格であっても現実にはそれを受給していない場合が多い。A. B. アトキンソンによるイギリスの推計では、父親のいない世帯でかつ公的扶助受給に適格な世帯はほとんど受給しているが、父親が病気や失業をしている世帯では、公的扶助受給に適格である世帯の中で、実際に受給している世帯は60%であった⁽¹⁰⁾。

このような現象が生ずる理由は、公的扶助制度の存在を知らなかつたり⁽¹¹⁾、知つても受給手続の仕方を知らなかつたことも考えられるが、それ以外に重要な点は、その受給の申請を行なつた世帯がきびしいミーンズ・テストを経なければならず、そこからくる社会的屈辱感ゆえに申請をしないといった人々もある⁽¹²⁾。

現行公的扶助制度のもう1つの欠点は、受給者に稼得所得があれば、その全額を公的扶助の金額から削減され、自己の稼得所得に対して、いわば100%の相殺課税されることになり、それが貧困世帯の労働に対するディス・インセンティブ効果をもち、自助の努力を減殺する⁽¹³⁾。

公的扶助の受給者が「傷病、障害世帯」、「高令者世帯」、「母子世帯」である場合には、このような世帯は本来稼得能力がなかつたり、小さいため、上のディス・インセンティブ効果の問題は比較的小さいと考えられるが、⁽¹⁴⁾その給付対象が稼得能力と機会を有した貧困世帯にまで及ぶ時、稼得所得が公的扶助の給付水準以下である者にとって、大きなディス・インセンティブ効果が働くし、一方、雇用者の立場からも公的扶助の受給世帯である被用者の賃金をできるだけ低く抑えておこうとする誘引が働く。つまり、政府が公的扶助という形で労働者の賃金の一部を支払う結果になる⁽¹⁵⁾。

公的扶助制度がこのような諸問題を有するのに対し、「負の所得税」制度の下では、貧困者も富裕者も一様に所得税の申告をし、世帯の所得が一定水準に満たない場合には、国の決めた規準に従つて機械的に、その家族構成に応じた「負の所得税」の支払、つまり補助金の給付を受けることができる。それゆえ、この制度では、貧困世帯が公的扶助を受ける場合に生ずるミーンズ・テストの社会的屈辱感を回避できるに加えて前述の如く、貧困世帯の労働に対するインセンティブ効果をも有している。

しかし、フリードマンやラムプマンの構想において、課税最低限が公的に決定された「貧困線」以下にあれば、「負の所得税」の受給者=貧困者となり、それを受給していること自体から社会的屈辱感を受けるかも知れない。この

点、トービンの構想では、収支分岐点が「貧困線」より高い水準にあるため、貧困者のみでなく、一部の非貧困者も「負の所得税」の給付を受けるゆえ、受給そのものから受ける社会的屈辱感はそれだけ緩和されるというメリットがある⁽¹⁶⁾。

現行所得税制の問題点 現行所得税制では能力に応じた所得税負担の実現を意図して設けられた免税や控除（わが国では所得控除）を、本来その効果を最も発揮すべき低所得層にはその全部または一部が利用しつくされることは既述したが、加わえて、税率の引下げや税率区分の変更、課税最低限の引上げによる減税政策をとっても、従来より課税最低限以下の所得者にはその恩恵が及ばない。それゆえ、G. グリーンが述べる如く「現行税制は貧困者を差別している」⁽¹⁷⁾ ことになる。

この点、M. フリードマンや R. J. ラムプマンの構想では、課税最低限の引上げによる減税政策は従来の納税者にも非納税者にもその家族構成を反映しながら恩恵が及ぶ。しかし、税率の変更については、正の税率とともに「負の所得税」率の変更を同時に行なわない限り、課税最低限以下の人々にはその恩恵が及ばない。

ところが、J. トービンの構想では、後に詳述する如く、課税最低限以下の世帯にとって、その引上げや正の所得税率の引下げのみでは、減税の恩恵を受けない点で現行税制と共通している。

J. トービンの構想では、減税の利益が収支分岐点未満の「負の所得税」受給者にも及ぶためには、現行所得税制における上記諸変数に加えて、「負の所得税」率を不变にするならば基本給付金の額を引上げ、後者を不变にするならば前者の引下げ、あるいはそれらの双方の変更を同時に行わなければならないのである。

その他 現行の所得再分配ないし救貧政策は税制と公的扶助制度という財政収入と支出の異なる側面、つまり別個の機構を通じて実施されているが、「負の所得税」制度では、所得税制という1つのわく組の中で両者の役割を果

すことから、行政面での経費節減を期待できる。

また、既述の如く、M. フリードマンが強調するように、「負の所得税」制では貧困者に対して現金給付がなされるゆえ、その処分を彼等の消費者選択にゆだねる点でも優れているとされる。しかし、この支給された現金が、使途の価値評価に個人差があることから、私的に最適であっても社会的に望ましいと考えられる使途でないかも知れないという問題を有する。

以上、いくつかの「負の所得税」制度の利点を掲げた中で、次節で必要とするのは最初の二点である。

3

自由裁量政策 現行所得税制では、課税最低限、税率ないし税率区分の変更を通じた減税は、従来より課税最低限以下の所得層にはその恩恵が及ばない点を前節で示したが、さらに、ある金額の課税最低限の引上げを行う時、それによって軽減される税負担の絶対額は、高い限界税率の適用される大所得者ほど大きく、低い限界税率の適用される小所得者はそれだけ小さくなる⁽¹⁸⁾。

一方、個人の限界消費性向は大所得者ほど低く、小所得者は高くなる。そこで、課税最低限の引上げによる減税方法は限界消費性向の低い人々に大きな税負担軽減と可処分所得の増大を生ぜしめ、限界消費性向の高い小所得者ほど小さい税負担軽減と可処分所得の増加となり、特に限界消費性向の最も高いと考えられる非納税者ないし低所得層には全く可処分所得の増加をもたらさない。

それゆえ、課税最低限の引上げによる一定額の減税を行なっても有効需要増大効果の面でそれだけ不効率になる。

税率や税率区分の変更による減税についても最も高い限界消費性向をもつと考えられる課税最低限以下の人々にその恩恵が及ばない点で、減税の有効需要増大効果は小さくなる。

ところが、M. フリードや R. J. ラムプマンの「負の所得税」構想の下では、課税最低限の引上げは、納税層のみでなく、納税層に比べ限界消費性向の

高い、課税最低限以下の所得層の可処分所得増大を生ぜしめるゆえ、有効需要増大効果はそれだけ大きくなる。

次に課税最低限を所与とし、正、負の所得税率（絶対値）の同時的変更による減税の場合も、限界消費性向の高い、課税最低限未満の所得層の可処分所得増大を生ぜしめ、有効需要増大効果は大きいと考えられる⁽¹⁹⁾。ただ、M. フリードマンは「負の所得税」率を50%としたが、それ以上に高くすれば有効需要増大の面ではより大きな効果を期待できるが、反面貧困層の労働に対するインセンティブに悪影響を与える点で好ましくない。

J. トービンの構想では、税率を不变にして、課税最低限のみ引上げる減税方式では、所得税接続点は下に移動するが収支分岐点は変化しないため、納税者層の中で限界消費性向の低い大所得者ほど大きな可処分所得の増大が生じ、「負の所得税」受給者を含め、新しい所得税接続点以下の所得層には可処分所得の増加は生じない。つまり、この場合、減税が課税最低限の引上げに加わえて、基本給付金なり「負の所得税」率の変更を伴わない限り有効需要増大効果の面で現行所得税制と同様の欠点が現われる。

次に、J. トービンの構想において、正の所得税率のみの引下げでは収支分岐点は不变で、所得税接続点がより低い所得水準へ移動するゆえ、減税の恩恵は「負の所得税」受給者を含め、新しい所得税接続点以下の所得層には及ばない。それゆえ、この場合でも限界消費性向の比較的低い、新しい所得税接続点を越える所得層にのみ可処分所得の増加が生ずるため、税収の減少に比べて有効需要増大効果はそれだけ小さくなる。

課税最低限、正の所得税率、基本給付金を所与とした、「負の所得税」率の引下げは、収支分岐点を右へ移動させ、従来収支分岐点未満であった世帯の受給額増加のみならず、従来収支分岐点以上の所得税納税者であって、新しい収支分岐点未満の世帯も純給付金の支払を受けるようになる。さらに、所得税接続点も右へ移動することから、従来それ以上の所得であった一部の納税者にも税負担の軽減と可処分所得の増大が生ずる。

のことから、「負の所得税」率の引下げは限界消費性向の高い「負の所得税」受給者や比較的低所得の、正の所得税納税者に対し集中的に可処分所得の増大を生ぜしめ、それだけ有効需要増大が効果的となる。

逆に収支分岐点を不变にして、「負の所得税」率を引上げる場合には、基本給付額の引上げを意味し、他方正の所得税率、課税最低限不变の下では所得税接続点が左へ移動する。それゆえ、収支分岐点未満の所得層にとって「負の所得税」受給額の増加が生ずる。つまり限界消費性向の最も高い所得層の可処分所得増大が生ずることから、有効需要増大効果は大きいが、反面所得税接続点が左に移動することから従来の納税者層でも比較的小所得者、つまり、従来の所得税接続点以下で新しい所得税接続点を越える所得水準にある世帯では、租税負担の増大と可処分所得の減少が生じ、上の有効需要増大効果の一部が相殺される。

前の「負の所得税」率引下げの場合では、「負の所得税」受給世帯のうちで、自己の所得がゼロに近い世帯ほど可処分所得増加の程度が小さく、特にそれがゼロである世帯には可処分所得の増加は生じない。しかし、正の所得税納税者のうち、比較的小所得者にも可処分所得の増大があり、それが減少する世帯はない。一方、後の場合では、「負の所得税」受給世帯でも所得がゼロに近い世帯ほど可処分所得の増大額は大きくなる。しかし、正の所得税納税者的一部に租税負担の増大と可処分所得減少が生ずる。

次に「負の所得税」率を不变にして、基本給付金のみを引上げる時、収支分岐点、所得税接続点とともに右へ移動させ、従来よりの「負の所得税」受給者の受給額増加に加わえて、正の所得税納税者も一部「負の所得税」受給者になり、従来所得税接続点以上であった世帯にも税負担の軽減が生じ、可処分所得の増大が生ずる。

それゆえ、この場合も限界消費性向の高い「負の所得税」受給者や納税者でも比較的低所得の世帯へ集中的に可処分所得の増大を生ぜしめ、それだけ効率的な有効需要増大効果をもつ。しかもこの場合、基本給付金の増額前の所得税

接続点以下の所得層に対して等額の可処分所得増大となる。

公共投資と減税 公共投資は特定の地域あるいは産業に有効需要不足が生ずる時、その地域あるいは産業に集中的に有効需要増大が生すべく対処し得るが、反面例えは国土が広い場合、一地域での公共投資増大によって有効需要波及効果が全国的に及ばないという欠点を有する。それに対し、減税政策は局所的な有効需要増大には向かないが、その効果が全国的に波及する利点があるため、国土の広いアメリカでは一般に景気政策として公共投資よりも減税政策が中心的手段として用いられる。

また同一額を公共投資増加に向けるか減税に向けるかの効果を比較する時、前の場合の方が経済全体として有効需要増大効果の大きいことは周知のことであるが、アメリカでは限界消費性向が比較的高いことから、減税政策も有効性は大きく、かつ公共投資のそれとの差が小さい点も減税政策が中心となる理由である⁽²⁰⁾。

そこで、「負の所得税」制度の導入は、前節の最初に掲げた特長からすべての世帯にとって、老後や失業、予見出来ぬ所得稼得能力のそう失等への準備の必要性をそれだけ小さくし、個々の世帯の消費性向を全体的に引上げる作用をもち得る。しかし、その作用は、最低保障所得額がどのような水準にあるかに依存し、これができるだけ高く、公的に定められた「貧困線」に近くなればそれだけ消費性向を高めるであろう。

かくして、「負の所得税」制度の導入は、減税や公共投資の有効需要増大効果を大きくし、かつ後者に比べた前者の有効需要増大効果の差が小さくなると期待され得る。ただし、最低保証所得の増大は財源問題をより深刻にするし、課税最低限や J. トービン構想での収支分岐点を所与とすれば、労働に対するディス・インセンティブ効果を大きくする。

自動安定装置 現行所得税制は累進税率の採用によって、景気変動過程において可処分所得や消費が国民所得よりも小さい幅で変動し、経済の自動安定化機能を有するとされる。この点で、「負の所得税」制度は自動安定化装置とし

てどのような特長を有するのか、景気下降局面について考察してみよう。

景気下降局面では納税者層の所得減少に伴う正の所得税納税額の減少、あるいは一定水準以下に所得が落込むことから「負の所得税」を受給するようになり、可処分所得の減少が現行税制よりも一層緩和され、さらに従来よりの「負の所得税」受給世帯にとっても自己の所得減少分のうち $(1-t')$ の割合のみ可処分所得減少となる。それゆえ、「負の所得税」制度の下では景気後退が生じても可処分所得と消費の減少の程度は現行税制下のそれよりも小さくなる。つまりそれだけ安定化効果は大きい。

4

「負の所得税」制度は従来から指摘されている如く、所得再分配ないし救貧機構として現行所得税制や社会保障制度、特に公的扶助に比べて多くの利点をもつが、これと関連して、景気調整手段としても限界消費性向の最も高いすべての貧困世帯の可処分所得の変更を自由裁量的に、あるいは自動的になし得ることから、現行所得税制に比べて一層有効に機能し得ると考えられる。

しかし、このような種々の利点を持つ反面、いまだ議論されるべき問題は多くあり、その主なものをいくつか掲げておこう。

その1つが、「負の所得税」制度下での税法上の所得概念を現行税制下のそれと同一のものとすれば不都合が生ずるゆえ、それをどのように規定するのか。

第2に、相当の資産保有者であり、かつ世帯の所得が一定水準以下である場合が生じ得る。そこで「負の所得税」制度下で、世帯の保有資産をどのように取扱うのか。

第3に、「負の所得税」制度を現行社会保障制度に対して補完的なものとするのか、あるいは代替的なものとするのか。後の場合、社会保障制度のどのカテゴリーと代替させ得るのか⁽²¹⁾。

第4に、税制上の所得把握の問題である。つまり現行税制の下では、わが国

においても所得の種類によって所得額把握の程度に差があり、それが税負担の不公平を生ぜしめる点は周知のことである。この所得把握の程度に差のある事実を認める時、現行税制では累進課税の結果、大所得者になるほど過少申告への誘引が強く働くが、「負の所得税」制度の下では、比較的小所得者であっても、所得の過少申告は正の所得税負担の回避を可能とするのみでなく、さらに「負の所得税」受給額を増加せしめ得るゆえ、大所得者はもとより低所得者にとっても過少申告の誘引がそれだけ強く働く。

P・サミュエルソンは「負の所得税」制度を賞讃して、「この負の所得税という考え方には、その名称——あまり否定的にきこえる——を別にすれば、ほとんど欠点のないものだと言ってよい。あるいはぎこちないけれども、これを「刺激誘引付所得税」計画と呼ぶことができる」⁽²²⁾ と述べたが、この言葉に対応させれば、一方においてこの制度を「過少申告誘引付得税所」計画であると言えよう。

(注)

- (1) イギリスにおいても、例えばD.リー(文献〔6〕)による提案がある。
- (2) M.フリードマンは、例えば貧困世帯への援助としての公営住宅供給よりも現金給付を行なう方が個人の消費者選択にゆだねられ、しかも公営住宅の入居適格者を社会的に分散させることができるとする。
- (3) 文献〔3〕, p.218.
- (4) 同上, p.197.
- (5) 文献〔5〕, pp.526~527. 但し、ラムブマンは必ずしも「負の所得税」率について累進すべきとは考えていない。
- (6) 文献〔4〕, p.59~60を参照されたい。
- (7) 同上, p.60.
- (8) 文献〔10〕, pp.5~6.
- (9) 文献〔4〕, p.36, 文献〔10〕, p.1.
- (10) 文献〔1〕, p.42.
- (11) 文献〔4〕, p.167.
- (12) 例えば文献〔10〕, p.1.
- (13) 文献〔4〕, p.39, [10], p.1.

- アメリカではこの点を配慮し1967年に、個人の稼得所得の一部が可処分所得の追加となり得るよう改正され、1969年中頃に実施された。文献〔7〕, p.80を参照のこと。
- (14) 例えば、1973年12月の調査でわが国の生活保護世帯のうち、「傷病、障害世帯」が42.9%, 「高令者世帯」が31.3%, 「母子世帯」が16.3%, その他、つまり一般世帯が16.3%の構成になっている。(文献〔11〕, p.79)。このように一般世帯の構成比が小さいことは公的扶助のディス・インセンティブ効果の問題がそれだけ小さいと考えられる。
- (15) 文献〔4〕, p.125を参照。
- (16) 文献〔12〕, p.167を参照。
- (17) 文献〔4〕, p.9.
- (18) 現行所得税制がこのような欠点を有することから、減税の利益が納税者に公平に及ぶように、わが国では「戻し税方式」が採用されている。しかしこの場合でも、課税最低限以下の所得層には減税の恩恵が全く及ばない。(そのため現在老令福祉年金については特別の配慮がなされている)。しかも、納税者層でも本来受けるべき「戻し税」額を越える納税額の者はその恩恵をフルに受けるが、少額納税者にとっては、実際に受ける「戻し税」額は彼の納税額が限度となる。それゆえ、この方式では課税最低限の引上げよりは改善されるにしても、少額納税者にとって納税額が小さくなるに従って、実際に受ける「戻し税」額も小さくなる。
- (19) これらの方針は、「最低保障金額」の変更を伴うが、景気の動向によってこれを増減させるのが適當か否かは問題点として残る。
- (20) 文献〔13〕, p.9.
- (21) 文献〔4〕, pp.163～170.
- (22) 文献〔8〕, 邦訳p.1347.

参考文献

- [1] Atkinson, A. B., *Poverty in Britain and The Reform of Social Security*, 1969, pp. 224.
- [2] Diamond, P. A., "Negative Taxes and the Poverty Problem, A Review Article", *National Tax Journal*, Sept. 1968, pp. 288～303.
- [3] Friedman, N., *Capitalism and Freedom*, 1962, 能谷尚夫, 西山千明, 白井孝昌訳, 『資本主義と自由』昭50.
- [4] Green, G., *Negative Taxes and the Poverty Problem*, 1967.
- [5] Lampman, R. J., "Approaches to the Reduction of Poverty", *American Economic Review*, May 1965, pp. 521～529.
- [6] Lees, D., "Poor Families and Fiscal Reform", *Loysds Bank Review*, Oct 1967, pp. 1～15.
- [7] Pechman, J. A., *Federal Tax Policy*, 3rd ed. 1977.

- [8] Samuelson, P. A., *Economics*, 都留重人訳『サミュエルソン経済学, 原書第10版』
- [9] Tobin, J., "Improving the Economic Status of the Negro", *Daedalus*, Fall 1969, 次のタイトルで再録 "The Negative Income Tax", In Samuelson, P. A. (ed.), *Readings in Economics*, 7th ed. 1973, pp. 85~87.
- [10] Tobin, J., Pechman, J. A. and Miezhowski, P. M., "Is a Negative Income Tax Practical?", *The Yale Law Journal*, Nov. 1967, pp. 1~27.
- [11] 江口英一, 「こんにちの貧困と生活保護制度」, ジュリスト, 1974年10月号, pp. 74~79.
- [12] 大野吉輝, 『現代財政と所得再分配』 1973年。
- [13] 渡辺裕美, 「諸外国における税制改正の最近の動向」, 『財政金融統計月報』 1977年8月, pp. 9~15.

(1978. 4. 10)